



千八百六十年
一月二十四日
横濱のヤパンへラド
新聞抄譯
日本銀ノ事

5



114
A 3508



八百八十年一月二十四日刊行横濱「チャッパン」

鬼頭傳之郎

天大
腰正
十一月十四日
時辰

ヘラルト新聞抄記

ロンドン、エント、チャイン、エキスプレツ、新聞ニ曰ク
 日本回銀ノ事ニ付テハ甲敷シテ并ニ評論駁撃ノ多
 ク一教フルニ違ヲラス其量目ナリ其性合ナリ其
 他其因以難ナリ討論痛議ノ多キ亦教回ニ及ヘリ遠
 ク東洋ニルノ英領殖民地ニ一領ヲ設ケ（記者按）以テ其流通ヲ
 未教回ニ設ケテ指スナラシメテ以テ其流通ヲ
 回銀ト相競フノハ其益議恒ニ断ユル間ナレ加之
 亦更ニ回銀ノ一競敵（按）トシテナラシムルヲ米刈ニ出
 現ニシムルニ至リタリ
 猶ホ夫レ而ニ止マラス曾ケ一時一造幣堂ヲ香港

開設セシムルノ尽カアルニ拘ハラズ亦右ノ
造幣廠ヲ開設シタル上ハ莫大ノ利得ヲ生スルノ結
果アルニモ拘ハラズ已ニ今日ニ成行キテハ最早石
ノ如キ利得ヲ収獲スルノ時機ヲ失シタル而已ナラ
ス畢竟スルニ奮起ノ精神ニ乏シキト疑團ノ結ンテ
詳ケサルトニ依リテ以上ノ企圖ヲ擧ケテ地ニ墜サ
レメタルナリ
抑モ造幣廠ハ日本ニ於テハ出入相償ヲ得香港ニ
於テ然ラサルカハ是レ解スルニ苦ムノ一難事ナリ况
ンヤ日本ノ造幣廠モ香港ノ造幣廠モ其企ヲ吞シク
スルノ時ニ於テオヤ
夫レ然リ然リト雖モ日本ノ造幣廠ハ出入相償ニ香
港ノ造幣廠ハ出入相償ハサルハ是レ今日ノ現状ニ

シテ電モ送テ容ルヘカラヌサレバコソ日本ハ已ニ
其自製ノ貨幣ヲ東洋ノ諸殖民地ニ供給シタルヨリ
大ニ回信ヲ海外ニ博スルニ至レリ
日本ニ於テハ斯ノ如ク殖民地ニ供シタルノ末其貨
幣ヲ樞要ノ諸地ニ合法貨幣ヲラシムルノ認可ヲ得タ
リレハ其貨幣ノ需求増殖スルニ隨ヒ夫レニ應
テ其供給亦増スヘシ
日本ノ回銀タル僅ニ殖民地而已ニ止マラスシテ支
那地方一般ノ合法貨幣トナルニ至ラハ其奏効スル
アルヤ必セリ勢已ニ是ニ至ニハ回銀ハ支那ニ輸送
スルノ便血アルカ故ニ其旧ドルラ^ルニ^據コ^ニ所^謂ラ^ルニ
洋銀ヲ指ト競争スルノ日ニ當リ大ニ益スル所アル
ヤ必スヘキナリ

抑モ山銀ハ行タリトモ其輸出額ノ増殖スルニ随
テ日本大蔵省ニ利スル所亦多シサレハ日本ノ大蔵
卿ハ其力ノアラン限リ最大額ヲ輸出シテ止マサル
ハ固ヨリ論ヲ致タスレラ明ニカナリ
夫レ日本ノ造幣寮ハ是レ迄已ニ數年間其事業ニ逆
事セリサレハ其貨幣鑄造ニ付テハ太々巨額ノ利得
ナクシテアルヘカラス
然ルニ其利得ノ事ニ付テ未タ曾テ何等ノ記載アル
ラモ視ス夫レ斯ノ如ク未タ曾テ世ニ公告セサル右
ノ造幣收入ヲ初トシテ凡ソ日本理財ノ状況内ニ立
入りテ能ク其仔細ヲ窺ヘハ驚愕ニ堪ヘサル物事ノ
景況ヲ暴露セリ是レ公衆ノ注意着目スルニ足ルノ
事ナリ其事ハ他ニアラス抑モ造幣寮ノ利得ハ之レ

ト何等ノ用途ニ供セシ乎又此利得ヲ今日迄世ニ公
告セサルハ抑モ何等ノ故ナルワヤ
夫レ造幣ノ事業ヲ今日ニ至ル迄幾久シクモ秘
密ニ付シテ世ニ公告セカリシハ實ニ奇怪ト云フハ
シ抑モ其事ヲ斯ク秘シテ公ニセサルノ実事ハ以テ
天皇陛下ノ宰相諸君カ其胸中ニ何カ多少ノ決立思
アルヲ証徴スルニ足レリ
想フニ抑モ斯ノ如クナル所以ノモノハ蓋シ利ヲ他
日一時ニ博セシト欲スルニ出ルモノニシテ恰モ博
奕ノ際ニ役物ヲ私蔵シ置テ一時ニ巨利ヲ博スルノ
徹ヲ復ムセノナラン
凡ソ是レ迄紙幣ヲ発行シ其他ノ術ヲ施シテ以テ帝
資ニ應スル資料ヲ大蔵省ニ付與センク為メ凡百

法ヲ設ケテ施シタルヲ以テ視レハ造幣寮ノ利
得之レヲ銀買入レニ元入レシ更ニ製シテ印銀ト
ナシテ以テ準備ノ資金ニ備ヒ他日危急存亡ノ秋ニ
臨ミ救済医治ノ策ヲ施サ、ルヘカラサル場合ニ至
リニ此準備ノ資金ヲ投シテ以テ危キヲ救フノ為メ
ナルカ如シ
若シ日亦ノ信憑ハ猶ホ依然トシテ損傷セラル、
キニ随テ其紙幣ハ自在ニ通用スルヲハ蓋シ準備
金ヲ待ツノ要用ハ毫モアラサルヘシ果シテ然ルハ
其準備ノ金額ハ陸続トシテ増加スヘキハ花ヲ發
タス
然ルニ於テハ日本ノ外國債ハ其期至ルニ臨ミテ悉
ク銷還ニ就キ爰ニ數十年來ノ負擔ヲ輕減シ初メテ

財政ノ妙策ヲ施スモト云フキナリ
以上ノ如キ企圖ハ平素日本人ノ心中ニ存スル所ニ
係ルサレハ若シ準備ノ金高ヲ公然ト公示シテ秘
スル所ナカラシムル中ハ其高ノ多キ或ハ親シク日
本ノ國狀ヲ明知セル外國人ト雖モ蓋シ驚愕スル所
ナラハル
物事ノ状況斯ノ如キハ大ニ公衆ヲ驚カシムルヤ必
セリ
以上開陳スル所ニ止マラス猶ホ心中ニ記憶スヘキ
コトアリソハ左ノ二事ナリ凡ソ日本ノ執政家ハ
以テ近世文明開化ノ狀況ヲ考察シ其尤モ微細ノ
葉ニ至リテ研究シテ餘サ、ルコト是レ其一ナリ
一 日本ノ才智ニ乏シカテサルニ近來西國ノ學

修メテヨリ猶ホ其智力ヲ養成シカ故ニ今ヤ余
輩ノ已ニ以上ニ開陳シタル方法ヲ割製スルノカ
ル而シテナス猶且ツ其事ヲ實際ニ施スニ足ル
レ其二十ナリ

蓋シ其外國債ノ如キハ期月ノ至ルニ随テ逐次銷還
ニ就クアヘシ果シテ然ルニ於テハ他日若シ何様
ノ事アリテ公債ヲ募集セントスルモ之レヲ其自國
ニ求リ恰モ我英國ノゴシル公債ノ如キ同主義ヲ
基本ト為スヘキナリ

余輩ノ以上ニ開陳スル所ハ是レ實ニ日本執政家諸
君ノ目途トスル所タルハ毫モ疑ヲ容ルヘカラスカ
レハ執政家諸君ノ事業ヲ觀察スルニ其事ヲナス主
トシテ實効ヲ奏スルヲ貴ヒ正路ヲ取ルニ汲々タル

ヤ必セリ

若シ日本政府ハ其外國債ヲ悉ク還了スルアラハ夫
レコソ東洋金借り諸國ノ史上ニ未曾有ノ結果ヲ得
ヘキナリ抑モ日本ク斯ル結果ヲ他日ニ得ルアルハ
何人ト雖モ異論ヲ唱フヘカラス

余輩カ今論スル所ノ如ク他日奏効ノ日ニ至ラハ實
ニ世界史ケテ皆日本ノ例ナルヲ讚賞スルニ至リ
隨テ日本ノ大蔵卿ハ必ラス其名滋々高ク我英國ノ
大成長次官中ニテ最高位ノ者ト優劣如何ヲ對照ス

ルニ至ルヘキナリト
以上ハロンドン、エド、チヤイナ、エキスプレッ
ン、ハ新論ニ係ル然ルニ余輩「ラ」記者ノ所見ニ依レ
ハ前論ノ如キ「爭」ノ實ヲ失スルノ多キ逐一教フルニ

追ラス語リ思知ニ過キナル高巳実ニ此論ノ如キハ
記者人知ラサル事件ヲ草セシモノタルヲ証スルニ足
レリ嗚呼記者ノ愚ヤ大シ

